

“いつか”に備えて今から始める

参加無料



相続セミナー & 個別相談会

御自身や親御さんのこと「まだまだ先のことだから」「相続手続は急がなくていいから」と思われるかもしれません。しかし、令和6年4月1日から相続登記が義務化され3年以内に登記しなければなりません（過去に発生している相続登記も対象です。）。

また、元気な今だからこそできることがあります。本セミナーを通して、将来のことや今やるべきことについて、一緒に考えてみませんか？

このようなお悩みありませんか？

- ☐ 土地や建物の名義変更はどうするの？
- ☐ 相続が争族（争う家族）とならないためには？
- ☐ 名義が祖父（又は曾祖父）のままの土地がある。
- ☐ 遺言書は残した方がいいの？



©しらかわん

日時 令和7年10月27日（月）13：30～
場所 白河市立図書館 りぶらん

【講演会】13:30～15:00 『相続に必要な手続について』
講師：福島地方法務局白河支局 支局長 佐藤義治 氏

【司法書士による個別相談会】15:00～17:00
相談担当：司法書士 久保木正信 氏、司法書士 鈴木国紀 氏

*** 相談会は予約制です。先着16名まで（相談時間1人30分）
予約受付期間は、10月20日（月）～24日（金）まで**

- 相談は無料です。
- 相談予約は、下記電話番号にて予約ください。



（お問合せ）市役所税務課 TEL 0248-22-1111 内線2101

主催 白河市・福島県司法書士会